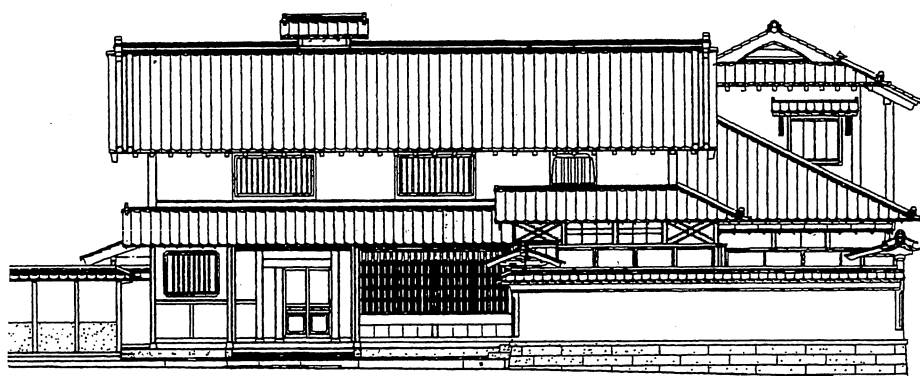


与謝野町加悦

重要伝統的建造物群

保存地区のあらまし



平成18年5月

与謝野町教育委員会

はじめに

皆さんも既にご存知のとおり、平成17年12月に加悦町加悦伝統的建造物群保存地区が国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けました。また、平成18年3月1日には、三町合併により与謝野町が誕生いたしました。

伝統的建造物群保存地区とは、国の文化財保護法による制度で、その法に基づいて与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例を定め、その条例によって与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区と保存地区が定められています。

この「保存計画」とは、地区の歴史的な成り立ちから始まり、地区内で何をすべきかという方向性から、伝統的建造物の決定、経費の助成措置、整備計画などの章から構成されており、加悦伝統的建造物群保存地区の根本となる理念を定めたものといえます。

ここに、その主なものを取り上げて、建物の修理を進める際にどのようにしていけばよいのかなどについて、解説しています。

住民の皆さんが、現在お住まいになっている建物を修理などする時に、このまちをよりよいものにしていくために、その約束ごととしてさまざまな修理の基準を設けています。その基準は「保存計画」に修理基準などの表として掲げていますが、それだけではわかりにくいので具体的に説明しています。しかし、この基準の運用にあたって大切なことは、住民の皆さんが古い建物を守っていき、これからも静かなたたずまいを残しながら、生き生きとしたまちをつくっていくという意識です。

古い町並みを末長く守っていくためには、住民の皆さんと行政がともに手を取りながら進めていく取り組みが大切だと思われます。

目 次

はじめに	1
私たちのまち加悦	2
伝統的建造物群保存地区とは	3
伝統的建造物群の修理	5
与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存計画	6
与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区地図	16
与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例	17
与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則	23
与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱	26
関係様式集	29

私たちのまち加悦

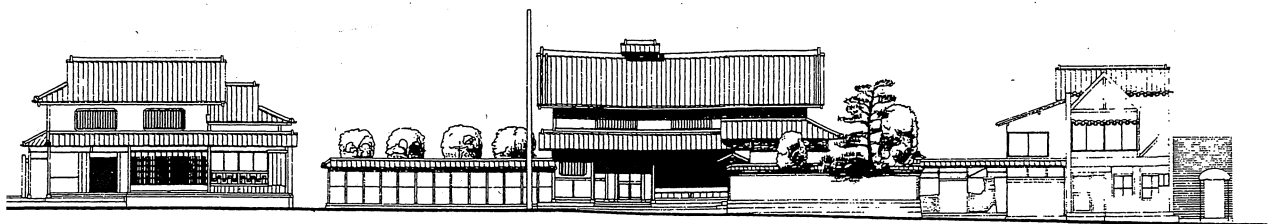
私たちのまち加悦は、京都府北部の丹後半島の付け根に位置しており、古来より丹後と畿内を結ぶ交通の要衝となっていました。織田信長の有力武将であった細川藤孝は信長の命により丹後平定を行い、細川氏の重臣有吉立言が天正8年（1580）に安良山城を築き、今日の加悦に城下町が造られました。その後、加悦は立言の死によりわずか3年で城下町としての役割を終えましたが、この時の城下町としての地割を基にして時代に応じて町の機能を変化させて今日に至っています。

室町時代、すでに「精好織」という絹織物の産地であった加悦は、江戸時代中期の享保7年（1722）に京都西陣から縮緬織の技術を取り入れ、丹後縮緬の製織町として発展を遂げていきます。その町の中心を通る街道はかつて京往還や網野街道と、昭和60年代よりは「ちりめん街道」と呼ばれ、地元では古い町並みを意識するようになりました。

この「ちりめん街道」は、地区内に城下町の備えとして特徴的な4箇所の「まがり」を持ち、織田信長の頃の城下町に用いられた尺度を基準として造られました。町並み保存地区の南西部には天満神社が鎮座する天神山が座り、山裾、街道脇には寺町が形成され城下町入口の要衝となっていました。

保存地区の範囲は、城下町特有の地割をよく残す「ちりめん街道」に面する町並みを中心に設定され、東西240m、南北630mの範囲で面積は12.0ヘクタールの規模を持っています。街道に面して建てられた建物の多く切妻平入で、平面は四間取りを基本としています。また、正面の室を土間側よりミセノマ、ザシキ、背面側をダイドコロ、ナンドとし、織機を置いていたミセノマの間口はハタヤマドと称する腰高窓が格子窓とし、ザシキには腰の高さほどの間仕切りを備えるものが多く見られます。また、地区内には縮緬工場や機工宿舎などの縮緬関連施設も多く残されています。

このように、与謝野町加悦が残す、主屋や土蔵、縮緬工場等からなる江戸時代末期から昭和初期にかけての町並みは、城下町特有の地割や天神山とその周辺の寺町とあいまって独特の歴史的景観を今に伝えています。



伝統的建造物群保存地区とは

1 伝統的建造物群保存地区の考え方

伝統的建造物群保存地区（伝建地区）とは、文化財保護法第83条に基づいて、市町村が伝統的建造物群保存地区保存条例を定め、その条例に基づいて歴史的な町並みを指定し、伝統的な建物や町並みを一体的に保存・整備していく制度です。

それには、まず、自治体で保存対象地区の建造物を中心とした総合保存対策調査を実施し、それに基づいて調査報告書を刊行します。次に、伝統的建造物群保存地区保存条例を定め、条例に基づいて保存審議会が設置されて、保存地区の範囲や今後保存地区をどのような方針に基づいて保存していくのかを審議します。審議の結果、保存地区と保存計画（伝統的建造物群保存地区保存計画）が決定されます。保存計画とは、町並み保存の基本的な考え方や、保存地区の範囲、町並み保存のための具体的な決まりごとなどが盛り込まれます。さらに、その保存計画によって伝統的建造物の特定が行われて、それを受けて個々の伝統的建造物に対して所有者の同意を求め、同意がせ得られて初めて伝統的建造物と認定されます。それが保存地区内で面的に揃った段階で、伝統的建造物群保存地区が成立します。

自治体の伝統的建造物群保存地区が、国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受ける場合は文部科学大臣に選定の申し出を行い、国の文化審議会に諮問され審議を受けた上で、文化審議会より答申があり、官報告示の上で正式に国の重要伝統的建造物群保存地区となり、国庫補助事業で保存地区内の伝統的建造物の修理事業が始まります。

2 伝統的建造物群保存地区保存審議会とは

条例に基づいて、伝統的建造物群保存地区保存審議会が設置されます。審議会の構成は、学識経験者、地域住民の代表、関係行政機関の職員です。ここでは、保存地区の範囲、保存地区の将来像、現状変更の規制内容及びその運用、助成措置の考え方や伝統的建造物の決定などを行います。

3 現状変更には許可が必要になります

保存地区内のすべての建物において、その現況を変更する時には、あらかじめ、役場に申請して許可を得る必要があります。

○ 許可を受けなければならない行為は、次のようになります。

- ・ 建物などの新築、増築、改築、移転または除去
- ・ 建物などの修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- ・ 木竹の伐採など

※外観を変更しない内部のみの改装は対象になりません。

※ 外観を変更しない内部のみの改装は対象になりません。

4.伝統的建造物と伝統的建造物以外の建物に大別されます

保存地区内の建物は、「伝統的建造物」と「伝統的建造物以外の建物」の2つに大きく分けられ、許可の基準や助成の内容などの取り扱いが異なります。

○伝統的建造物とは、歴史的町並みを構成している建物及び工作物のことで、おおむね江戸時代から昭和20年以前（戦前）にかけての建物が対象となり、建築年代や建築様式などから保存すべき価値があると認められたものをいいます。

○伝統的建造物の決定は、所有者の同意を受けて行います。したがって、建築年代や建築様式などから保存すべき価値があると認められるものであっても、所有者の同意を得ることができなければ伝統的建造物としては扱われません。

○伝統的建造物に指定されると、保存地区を構成する大切な建物ということになり、除却などに対する規制がかかります。また、この地区が国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定された場合、伝統的建造物の固定資産税は非課税となります。

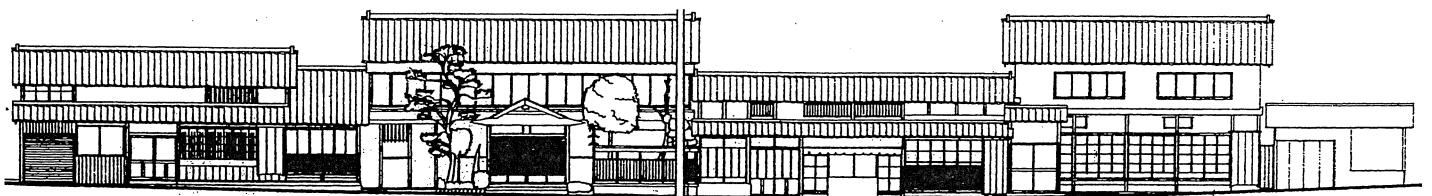
○平成16年1月1日以降に伝統的建造物である家屋、及び構築物、家屋の敷地の用に供されている宅地、構築物の敷地の用に供されている土地を相続・遺贈または贈与により取得する場合、相続財産の評価額が30%減免されます。

5.重要伝統的建造物群保存地区になると助成制度があります

国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されますと、保存地区内の伝統的建造物の修理やその他の建物の現況を変更する時、また積極的に歴史的な町並みに調和したものにした場合、主にその外観について補助金の交付を受けることができます。

○ 主な補助金の交付対象は次のとおりとなります。

- ・ 修 理 所有者の同意に基づいて決定された伝統的建造物が対象になります。
伝統的建造物の特性の維持のために、その外観の復元、現状維持及びそれに必要な構造補強などで「保存計画」の定める「修理基準」に基づく行為
- ・ 修 景 伝統的建造物以外の建物が対象になります。
建物の新築、増築、改築などで保存計画」に定める「修景基準」又は「景観基準」に基づく行為



伝統的建造物の修理

伝統的建造物とは、保存地区内に残されている昭和 20 年以前に建てられた建物で、所有者が伝統的建造物に指定されることを同意されていることが条件です。

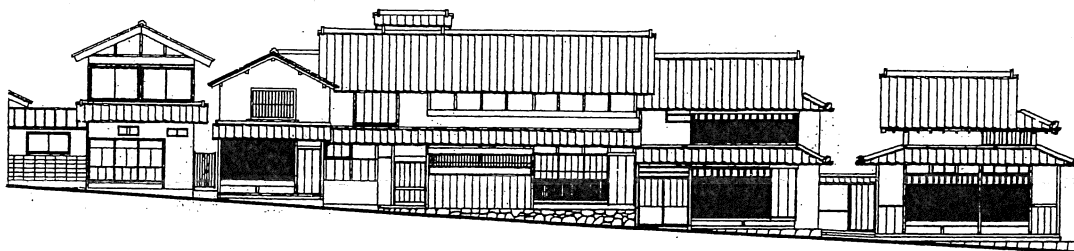
伝統的建造物は町並みを構成する上で最も大切なもので、将来にわたって長く保存をしていかなくとはなりません。そのために、建物の修理については「修理基準」を設けています。

- 「修理基準」 主として建物の外観を維持するため、その修理は現状維持または復原修理とします。
- 伝統的建造物修理基準の対象となる行為は次のとおりです
 - (1) 伝統的建造物の増築、改築
 - (2) 伝統的建造物の修繕、模様替えもしくは色彩の変更で、その外観を変更することとなるもの
- 伝統的建造物の修理、模様替えもしくは色彩の変更で、その外観を変更することになるものについては、次のいずれかとするのが原則となります。
 - ・ 主として外観の現状を維持します。
 - ・ 現状のいたみが著しい部分を修理します。
 - ・ 現状に伝統的建造物の特性に合わない改変がみられる場合は復原します。

伝統的建造物以外の建物の修理

昭和 20 年以降に建てられた伝統的建造物以外の建物を建て替えたり、増改築をする場合は、修景基準と許可基準によって許可を受けることになります。修景基準とは、その修理にあたって、「加悦町伝統的建造物群保存地区補助金要綱」によって修理補助金の交付を受ける事業に適用されるもので、許可基準とはその補助金の交付を受けずに修理等が行われるものに適用されます。

- **許可基準** 歴史的風致を損なわない建物のあり方を示したもので、保存地区内として基本的に守っていくべきルールです。
- **修景基準** 許可基準を一步進めた歴史的風致と調和したあり方を示したものです。
「修理基準」と「許可基準」の中間に位置し、厳格に伝統的建造物の建築様式に基づいた修理ではないが、伝統的建造物の基本的な特性を受け継いだ建物修理の方式を示したものです。



与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存計画

与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「保存条例」という）第5条の規定に基づき、与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という）の保存に関する計画を定める。

第1章 保存地区の保存に関する基本計画

(1) 地理的特徴

与謝野町は京都府北部、日本海中部に突出した丹後半島の付け根に位置にある町で、その南には丹後と丹波を画する大江山連峰が聳えている。大江山から流れ出した野田川は特別名勝天橋立の内海阿蘇海で日本海に注ぎ、野田川の形成した沖積平野は通称加悦谷と呼ばれ、与謝野町は加悦谷平野全域から野田川河口部周辺までの範囲に位置している。

加悦は江戸時代初期の慶長7年（1602）に作成された『丹後国与謝郡加悦庄町方検地帳』には「加悦庄町方」と表記され、それ以後明治22年までは現在の字加悦が加悦町、明治22年から昭和29年までは、字算所、加悦奥、加悦、後野が旧加悦町となっていた。昭和29年の旧加悦町、与謝村、桑飼村による1町2村の合併で加悦町となり、平成18年に加悦町、岩滝町、野田川町の合併で与謝野町が形成されている。

(2) 保存地区の沿革

与謝野町は、縄文時代早期より人々の居住が認められ、弥生時代中期から古墳時代前期にかけては大陸からもたらされる鉄素材の加工と流通の拠点として、さらに大陸と近畿中心部を結ぶ交通の要衝として重要な位置を占めていたこともあり、町内に存在する古墳もおよそ1470基を数える。

平安時代中期から中世にかけては摂関家領の庄園となり、至徳3年（1386）から戦国時代の永正6年（1509）までは京都実相院が地頭となっていた。その頃の加悦は「賀悦」と表記されることが多く、寛正6年（1465）賀悦庄より地頭実相院へ「大口織誂物」が納められていた。（親元日記）「大口織」とは武士が着用する袴のことで、絹で「精好織」といわれる技法で織られており、中世丹後の特産品となっていた。このことから、中世の賀悦は絹織物の産地として確立していたとみられる。その後、戦国時代には丹後屈指の戦国大名石川氏の本拠地となり、現在の加悦町字後野が中世の「賀悦」となっていた。

近世初期の天正8年（1580）頃、織田信長により丹後支配を認められた細川藤孝の重臣有吉立言が、現在の加悦の地に小規模な城下町を建設した。しかし、有吉氏が築造した安良城は有吉立言の死去に伴い、わずか3年で城解きとなったため、有吉氏は加悦を出て細川氏の宮津城下に屋敷を構えることとなった。その後、慶長7年（1602）に作成された『丹後国与謝郡加悦庄町方検地帳』によると、加悦は上市・中市・下市に分かれ、そこには商職人が居住する市場町と変容していた。

加悦の産業は中世以来続いた絹織物業で、室町・戦国期は主に武士の袴地に使用する厚手の精好、江戸時代に入って薄手の撰糸が織られていた。しかし、天正8年に造られた宮

津城下町は産業に乏しかったので、近世宮津藩では城下町の産業振興のために加悦の絹織物問屋を宮津城下町に移住させた。その結果、もともと耕地に乏しいために織物に依存していた加悦は、絹織物業が不振となり、深刻な状況を迎えるようになった。

そこで、京都と丹後の織物取次ぎ問屋後野村の木綿屋六右衛門が京都西陣に加悦の手米屋小右衛門を遣わし、西陣で、門外不出の秘伝であった縮緬織の技術を学ばせた。2年にわたる苦心の末、撚糸技術と高機の構造を学んで小右衛門は加悦に戻った。時に享保7年(1722)。以来、これが280年余りに及ぶ加悦での丹後縮緬の出発となったのである。

また、加悦は縮緬の生産地としてのみならず、丹後各地と京都を結ぶ宿場としても栄えた。丹後各地で生産された縮緬は加工のために京都へ運ばれ、生糸は京都から運ばれてきたが、その経路に加悦があたっていた。街道を往来する人々のために、明治10年代には旅館が5軒、飲食店も十数軒、人力車屋も数多くあるなど大いに賑わっていた。

しかし、大正15年に加悦と国鉄宮津線丹後山田駅を結ぶ加悦鉄道が完成し、昭和5年、福知山と網野を結ぶ府道が街道筋より東に新設されたことにより、街道筋を通る人々は激減した。さらに、その府道は後に国道176号に昇格し、平成6年には旧国道より東1キロの地点で長さ10キロにわたって国道が新設されたことにより、街道筋は今日の静かな環境となった。

(3) 保存地区の現況

街道筋は長さ830mにわたる。南から上之町、花組、中市、下之町、橋本町と呼ばれ、大きく5つの地区に分けられる。与謝野町字後野に接する上之町地区と花組は西側に天満宮の丘陵を背にし、その東麓に浄土宗宝蔵寺、臨済宗吉祥寺、日蓮宗実相寺を持ち、小さいながらも一種の寺町を形成している。

町並み景観は、街道が途中4箇所直角に曲がる「まがり」があり、その間はゆるやかな勾配のある街道となっている。街道筋には平入りの町家が連続する。前庭や白壁のある家もあり、店構えは土壁や白壁・格子などで彩られ、土蔵も多く点在するなど、変化に富む町並みを形成している。加悦奥川の流れを渡る大橋付近には柳があり、風情ある景観を醸し出している。

保存地区は、昭和5年の府道福知山網野線の新設に伴い町の中心地から外れたことにより、伝統的建造物の残りは良好である。現在の主屋は101戸で、そのうち江戸時代の建築が8戸、明治大正期が39戸、昭和戦前期が19戸と、伝統的建造物が66戸を数える。

① 上之町

街道筋の最も南に位置する上之町には、明治大正時代の丹後最大の縮緬工場であった西山工場とそれに付属する職工住宅や講堂などがあり、近代縮緬産業の隆盛を物語っている。それに隣接して、大正期の洋風建築である伊藤医院があり、続いて伽藍の松が美しい宝蔵寺、150段の石段が直線的に伸び上がる天満宮がある。急な石段を登りきった所には、享保18年(1738)に建築された天満宮の社殿がある。なお、社務所は石段下の北側にある。また、東側には街道筋で唯一袖壁卯建をもつ明治中期に建てられた杉本家住宅がある。

② 花組

上之町の北には花組と呼ばれる地区が続く。街道筋の西側には宝巖寺と天満宮の石段を挟んで吉祥寺がある。吉祥寺は近世初期に加悦の基礎を形作った有吉氏の帰依が深かった。続いて、最初の「まがり」の角には、江戸時代に大庄屋を務め、近代には廻船業や生糸縮緬業を営んだ下村家がある。現在の主屋は明治中期に建てられたものである。四つ角には幕末期の吉岡家がある。街道の東側には昭和初期の加悦銀行の土蔵が残り、続いて明治中期の渋谷家がある。

③中市

最初の「まがり」の北側には大正期に丹後産業銀行であった建物が対面している。街道を西へゆるやかに登ると、江戸末期の下村家と明治中期に加悦郵便局であった土蔵、そして石垣の上には実相寺の山門が街道を見下ろしている。再び、「まがり」を北に曲がるとそこは、かつて「加悦の中市、京のような」といわれた界隈である。街道の両側には軒高の揃った平入りの町家が連続し、店の間には格子を残し、落ち着いた景観を保っている。街道筋の西側には明治初期に建てられたかつての「油佐楼」旅館が岡田家として残り、その北には白壁で彩られた大正期の尾藤家「丹直」がある。東側には明治期の井上家、大正末期の今田家、明治中期の細川家が続く。

④下之町

街道の西側には保存修理事業が完了した旧尾藤庄蔵家住宅、緩い坂道を下ると明治期に加悦郵便局だった杉本家、明治前期より昭和前期まで丹波屋旅館であった松村家、前庭の松が美しい昭和初期の井筒屋旅館が続く。そこから街道は3つ目の「まがり」で東に向う。昭和9年に「まがり」を解消するために道が北へ拡幅されて、加悦奥川を天神橋が跨ぐ。東側は明治中期の佐々木家、川嶋酒造の酒蔵であった昭和8年の川嶋家が続き、「まがり」の手前には明治中期の濱見家がある。

⑤橋本町

街道筋の北端は橋本町と呼ばれる。旧街道は4つめの「まがり」で再び北へ向い、加悦奥川を大橋が跨ぐ。江戸時代後期から明治にかけて、宮津からこの大橋まで川船の往来があった。大橋を渡ると昭和初期に建てられた家並みが続く。このあたりは昭和2年3月の丹後大震災で被害を受けた地域である。加悦町役場も倒壊し、当時最先端の耐震設計で建てられた旧加悦町役場庁舎が残る。このあたりの景観は、平成13年、町道中央線が新設されたこともあり、情感には乏しい。

このように、街道筋はそれぞれの場所で違った貌があり、それがこの町の魅力の一つとなっている。

(4) 保存地区の特性

加悦の町としての骨格は、江戸時代は京往還、明治時代以降は網野街道と呼ばれた丹後と京都を結んだ道路の両側に連続する一本街路の両側町であり、その南側に寺社などの宗教施設を集中的に配置している。その後、農業と絹織物業をベースとする地域社会の中心

地として発展してきた。

保存地区を特徴づけるものは、一つは建造物である。建造物は主屋と土蔵、付属建物に分けられる。主屋は中市で見られるような軒高の揃った連続する切妻造二階建平入りのものと、前庭を持つ規模の大きな建物の二つに分けられる。後者には土蔵や縮緬工場など付属する場合が多い。保存地区内には前者と後者が分布しているが、後者は5つの地区すべてに存在している。

上之町と花組には宝巖寺、天満宮、吉祥寺の寺社が街道の背後に立地しているため、中市、下之町、橋本町とは違った景観を生み出している。

洋風建築も特徴の一つである。街道筋から見えるものは、上之町の伊藤医院、橋本町の旧加悦町役場庁舎だけであるが、下之町の旧尾藤家住宅にも離れに洋館建築があり、また、かつては花組に旧宮津銀行加悦支店があった。伊藤医院以外は昭和初期に当時の尾藤加悦町長が建築したものである。

さらに、江戸時代中期末からは京都の祇園祭を思わせるような御神体を乗せた山屋台や歌舞伎を上演する芸屋台などが町内を練り歩く加悦谷祭が執り行われ、明治22年からは毎年4月24～25日に一斉に行われた。

このように保存地区は、かつての地域社会の中にあって常に中心的な商業地として、そして丹後縮緬に代表される絹織物の生産地としての役割を担ってきた。しかし、その役割も時代の流れとともに変化し今日は静かな住宅地となっているが、町並みとしては平入り切妻造りの町家が主流を占める中に前庭や門を有する大規模な屋敷型住居もみられ、さらに近代洋風建築やちりめん工場も散見されるなど、多様な建造物を含む点で貴重な町並みといえる。

(5) 伝統的建造物群の特性

保存地区は与謝野町字加悦の旧網野街道に面する地区で、約12haの町並みである。

① 主 屋

江戸時代後期に成立した厨子二階平入棧瓦葺塗籠あるいは真壁造を中心に、明治中期から昭和戦前期に建てられた本二階建平入り棧瓦葺の建物で構成される。厨子二階の主屋には虫籠窓を持つものがあり、袖壁卯建や煙出しの越屋根を上げたものもある。壁の腰板は縦板羽目とし、妻壁は軒下まで張り上げる。開口部は木製ガラス戸や格子を建てる。主屋の土間で機織りをしている場合もある。

② 土 蔵

土蔵は棧瓦葺が主流を占め、街道に面するものは白漆喰塗、街道から後退したものには中塗仕上げや縦板羽目のものもある。腰板は縦板羽目が主である。

③ 付属建物

主屋と土蔵を繋ぐ付属屋、廊下や便所、離れや納屋等は棧瓦葺とし、主屋の外観に準じる。主屋に付属して、縮緬等を製織する工場があり、外観等は主屋に準じる。

④ 寺社建築等

神社は天満宮と吾野神社、稲荷神社などがあるが、いずれも街道を見下ろす天満宮の杜

に鎮座している。その直下には蛭子神社がある。寺院は寺町を構成する宝巖寺、吉祥寺、実相寺の本堂や庫裏等があり、それぞれ伝統的様式の建造物となっている。

⑤ 工作物・環境物件

工作物としては漆喰塀や土塀、石垣、石段、小祠、鳥居、狛犬、燈籠、水路、橋などがある。環境物件としては、庭の樹木、天満宮などの社叢、路地、「まがり」などがある。

⑥ 保存地区の名称・面積・範囲

保存地区内の伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境を保存し、住民の生活環境向上のため、保存地区名等を次のとおり定める。

保存地区名 与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積 約 12 ヘクタール

保存地区の範囲 京都府与謝郡与謝野町字加悦、字後野の一部

範囲については、別図のとおりとする。

(6) 保存の方向

本保存地区の特色は、縮緬生糸商家・工場・近代洋風建築・寺社など、江戸・明治・大正・昭和戦前期の各時代を代表する建築物が独特の歴史的風致を形成している。これらは、地域住民にとって替えがたい文化遺産である。ついては、保存地区の歴史的役割や伝統的建造物群の特性を地域住民が十分に理解した上で、それらを町づくりの核として活用していく。合わせて、この地区でより快適な暮らしができるように住環境の整備を図っていく。

(7) 保存の内容

伝統的建造物として、江戸時代後期から昭和 20 年以前に建てられた家屋、土蔵、神社、寺院等の建築物や土塀、石段水路などの工作物の保存と修理を行なう。

また、伝統的建造物と一体をなす庭の樹木や社叢、路地、「まがり」など伝統的景観の保全を行なう。保存地区内にある伝統的建造物以外の建造物、工作物、空き地などについては、伝統的建造物と調和のとれた修景を行い、保存地区の環境を維持する。

第2章 保存地区内における伝統的建造物及び伝統的建造物と一体をなして歴史的風致を形成する物件(以下「環境物件」という。)の決定

(1) 伝統的建造物

保存地区内において、江戸時代から昭和 20 年以前に建築された建造物で、伝統的建造物群の特性を残している建築物及び歴史あるその他の工作物を「伝統的建造物」と定める。

ア) 建築物 別表、別図

- ①主屋 昭和 20 年以前に建てられた伝統的な建造物
- ②土蔵 昭和 20 年以前に建てられた伝統的な建造物
- ③寺社 昭和 20 年以前に建てられた伝統的な建造物
- ④その他 昭和 20 年以前に建てられた伝統的な建造物

イ) 工作物 別表、別図

昭和 20 年以前に建てられたもので、主屋、土蔵、社寺等と一体をなす歴史ある工

作物で、漆喰塀や土塀、石垣、小祠、鳥居、狛犬、燈籠、水路、橋など。

(2) 環境物件 別表、別図

伝統的建造物と景観的に一体をなす街道のまがりや天満宮の社叢、景観上重要な樹木などの自然物その他を「環境物件」という。

第3章 保存地区における建造物及び環境物件等の保存整備計画

(1) 保存整備の方向

伝統的建造物及び環境物件の保存整備に当たっては、保存地区の歴史的風致を維持していく。伝統的建造物は「修理基準」に基づく復原修理又は現状維持を原則とする。

伝統的建造物以外の建造物は「修景基準」と「許可基準」を運用して、保存地区の歴史的風致を維持していく。合わせて、地域住民が主体となった町並み保存を進め、新しい町づくりを目指す。

(2) 保存整備計画

① 伝統的建造物

ア) 特性を維持している伝統的建造物

伝統的建造物群の特性を維持している伝統的建造物の保存整備については、その外観を維持するための修理を行う。(修理基準 別表 1)

イ) 外観が変更されている伝統的建造物

外観が変更されているものについては、伝統的建造物群の特性の維持を基本として旧状に復するための修理を行う。(修理基準 別表 1)

② 伝統的建造物以外の建造物の修景

伝統的建造物以外の建造物（工作物を含む）の新築や増改築については、伝統的建造物の外観に応じて、歴史的風致を損なうものでない建造物の基準を示した修景基準（別表 2）、許可基準（別表 3）によって歴史的風致の維持に資するものとする。

以上の基準を運用して、保存地区の歴史的風致を維持するとともに、保存地区の特性を生かした生活環境の整備に努める。

③ 環境物件

水路、路地、社叢などの環境物件については現状維持に努め、修理基準（別表 1）によってその保全に努める。

第4章 保存地区における建造物及び環境物件に係る助成措置等

(1) 建造物等の修理、修景、復旧及び管理に要する経費の助成

保存整備計画に基づく事業にあたり、建造物等の修理、修景、復旧及び管理に要する経費の助成については、別に定める「与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱」により行なう。

(2) 保存団体への助成

保存地区内の住民等により組織された保存団体に対して、その活動に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することができる。

(3) 建造物の新築、増築、改築に関する設計相談

必要に応じて専門家等による設計相談を行なう。

第5章 保存地区の保存のために必要な管理施設の設置及び整備計画

(1) 伝統的建造物の公開

地元住民と来訪者の便宜、また町並みに関する歴史史料等の保存と活用を図るため、保存地区を特色づける伝統的建造物の公開に努める。

(2) 展示施設、管理施設の整備

保存地区についての理解を高めるために、地区の歴史などを展示する施設を設ける。また、そこでは、保存地区内の管理のための相談や指導にあたる。保存地区へは標識、説明板、案内板等を伝統的な景観に調和した形式で設置する。

(3) 環境整備等

伝統的な景観を阻害している電線や電柱等は移設や埋設を検討する。また、街路灯等については、伝統的景観と調和したもので整備する。

看板等については、保存地区にふさわしいものとする。排水路についても、伝統的な景観にふさわしい改良を図る。

(4) 道路・駐車場などの整備

旧街道の路面は度重なる舗装で路面が高くなっているため、旧路面まで低くする。その表面の仕様は周囲の景観にふさわしいものとする。

住民の駐車場は空き地を活用することとし、来訪者の駐車は旧加悦町役場駐車場を使用する。保存地区内の道路への駐車は出来る限り避けることとする。

また、将来的に加悦奥川の河川整備や町道中央線付近の整備が実施される際には、保存地区との景観に調和した環境整備とする。

(5) 防災施設等の整備

保存地区内の建造物を火災から守るために、防火水槽や消火栓等、保存地区の防災に必要な施設を整備する。また、防災については防災計画を作成する。

(6) 公共施設の修景、整備

休憩所や公衆便所、ゴミ集積場等は伝統的景観に調和するように新たに設置する。

(7) 団体等関係機関との協議

地方公共団体等による環境整備の事業については、歴史的環境に調和するよう指導・助言・要請を行なう。

別表1 加悦伝統的建造物群保存地区修理基準

		伝統的建造物及び環境物件
建物配置		主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
構造		主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
階数		主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
屋根	形式	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
	軒形式	
	材料	
	軒	
	樋	
下屋・庇	材料	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
	庇軒	
	軒先高さ	
一階意匠	外壁	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
	開口部	
	建具	
	出入口	
	戸袋	
	腰壁	
	基礎	
二階意匠	外壁	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
	開口部	
	建具	
工作物	塀、石段、鳥居等	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
環境物件	樹木、路地等	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する

別表2 加悦伝統的建造物群保存地区修景基準

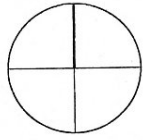
基準項目		伝統的建造物以外の建造物	
構造	建物配置	原則として、現状の地盤高さを維持すること	
	構造	伝統的建造物の特性を維持する木構造とする	
	階数	二階建てまでの階数とする	
	屋根	形式	原則として切妻造りとする
		勾配	周囲の伝統家屋に合わせる
		材料	いぶし瓦若しくは釉薬瓦（黒色、銀黒色）の日本瓦棧瓦葺
	下屋庇	材料	いぶし瓦若しくは釉薬瓦（黒色、銀黒色）の日本瓦棧瓦葺
		勾配	周囲の伝統家屋に合わせる
		軒先高	周囲の伝統家屋の高さと著しく異なること
樋	茶褐色仕上げとし、銅製も可とする		
建築物	外壁	大壁造白漆喰又は中塗仕上、縦板張、またはこれに類するもの	
		開口部	原則居室は掃出し、縁を設ける
	建具	建具は木製を基本とする。表構えは木製格子はめ込み+木製ガラス戸、または腰付木製ガラス戸とする カラーサッシを使用する場合は、茶褐色又はこれに類するものとする	
	出入口	木製を基本とする カラーサッシを使用する場合は、茶褐色又はこれに類するものとする	
	戸袋	縦・横羽目板又は下見板張り カラーサッシを使用する場合は、茶褐色又はこれに類するものとする	
	腰壁	下見板張り、又は縦板張り、又は洗い出し	
	基礎	原則として道路側布石敷とする もしくはRC布基礎又は洗い出しとする	
	二階意匠	外壁	大壁造白漆喰又は中壁仕上、縦板張りとする
		開口部	単窓、もしくは連窓
		建具	建具は木製を基本とする カラーサッシを使用する場合は、茶褐色又はこれに類するものとする
		戸袋	縦・横羽目板又は下見板張り カラーサッシを使用する場合は、茶褐色又はこれに類するものとする
	他	外部土間	たたき、石敷き、又はこれに類するもの
	外部意匠	床下通気口、建具は木製を基本とする	
	工作物	歴史的風致を損なわないものとする	

別表3 加悦伝統的建造物群保存地区許可基準

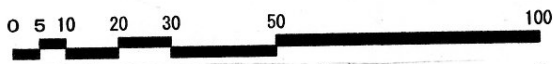
		伝統的建造物以外の建築物	
敷地	建物配置	周囲の家屋と同じ高さ、地盤高を考慮して建てること	
建築物	構造	原則として、木構造とする	
	階数	おおよそ二階建てまでの階数とする	
	屋根	形式	原則、切妻造りとする
		材料	歴史的風致と調和したものとする
		軒	歴史的風致と調和したものとする
		樋	歴史的風致と調和したものとする
	下屋 庇	材料	歴史的風致と調和したものとする
		軒先高	歴史的風致と調和したものとする
	外壁	歴史的風致と調和したものとする	
	開口部	歴史的風致と調和したものとする	
	一階意匠	歴史的風致と調和したものとする	
	二階意匠	歴史的風致と調和したものとする	
	外壁	歴史的風致と調和したものとする	
	建具	歴史的風致と調和したものとする	
	基礎	歴史的風致と調和したものとする	
その他の建築物	外壁の意匠、色彩は周囲と調和のとれたものとする		

工作物	塀・門	歴史的風致と調和したものとする
	生垣	歴史的風致と調和したものとする
	屋外広告物	規模、構造、材料、色彩など周囲の伝統的景観と調和したものとする
車庫・駐車場	原則として車庫は建築物の許可基準に従う 原則として駐車場は歴史的風致と調和するよう管理運用を図る	
建築設備	原則として、公道から望見できない位置に設置する	
土地の形質変更	変更後の状態が歴史的風致と調和したものとする 空き地が生じた場合は歴史的風致と調和するよう管理運用を図る	
木竹の伐採、植栽	空き地や法面等は歴史的風致と調和するように緑化に務める	

※ 建築設備とは、ガス・暖房・冷房・換気等設備



与謝野町加悦
伝統的建造物群保存地区



与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例

平成 18 年 3 月 1 日

条例第 114 号

(目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 143 条第 2 項の規定に基づき、町が定める伝統的建造物群保存地区に関し、地区の決定、現状変更の規制その他その保存のため必要な措置を定め、もって町民の文化的向上及び地域文化の発展に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「伝統的建造物群」とは、法第 2 条第 1 項第 6 号に掲げる伝統的建造物群をいう。

2 この条例において「保存地区」とは、法第 142 条に規定する伝統的建造物群保存地区をいう。

(保存地区の決定)

第 3 条 与謝野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、町の区域に所在する伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、保存地区を決定することができる。

2 前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会(第 13 条第 1 項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

3 保存地区を決定しようとする場合において必要があると認めるときは、住民等の意見を反映させるために公聴会の開催等の必要な措置を講ずるものとする。

4 保存地区を決定したときは、その名称及び区域を告示しなければならない。

5 保存地区の決定は、告示することによりその効力を生ずる。

(保存地区の取消し)

第 4 条 教育委員会は、保存地区がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、当該地区の決定を取り消すことができる。

2 前項の場合には、前条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

(保存計画)

第 5 条 教育委員会は、保存地区を決定したときは、審議会の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する計画(以下「保存計画」という。)を定めなければならない。

2 保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項

(2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物(以下「伝統的建造物」という。)及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定に関する事項

(3) 建造物の保存整備計画に関する事項

- (4) 建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件に係る助成措置等に関する事項
- (5) 保存地区の保存のために必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

3 保存計画を定めたときは、これを告示しなくてはならない。

4 保存計画を変更しようとするときは、第1項及び前項の規定を準用する。

(現状変更行為の規制)

第6条 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建築物等の修繕、模様替又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石類の採取
- (6) 水面の埋立て

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の規定による許可を受けることを要しない。

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の新築、増築、改築、移転又は除却
 - ア 仮設の工作物の新築、増築、改築又は移転
 - イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、増築、改築、移転又は除却
- (3) 次に掲げる木竹の伐採
 - ア 間伐、枝打ち、製枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 森林病虫害等防除のための木竹の伐採
 - エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - オ 仮植した木竹の伐採
- (4) その他次に掲げる行為
 - ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - イ 京都府公安委員会が行う道路標識等の設置及び管理に係る行為
 - ウ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (ア) 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却(仮設の工作物は除く。)
 - (イ) 用排水施設又は幅員が2メートルを超える農道若しくは路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く部分の幅員が3メートルを超える林道の設置

- (ウ) 宅地の造成又は土地の開墾
- (エ) 森林の拓伐又は皆伐(林業を営むために行うものを除く。)
- (オ) 水面の埋立て

3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合には、保存地区の保存のために必要な限度において条件を付することができる。

(許可の基準)

第7条 教育委員会は、前条第1項各号に掲げる行為で次の各号に定める基準に適合しないものについては、同条同項の規定による許可をしてはならない。

- (1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (2) 伝統的建造物の移転(同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。)については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (4) 伝統的建造物以外の建築物の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (5) 前号の建築物の移転については、移転後の当該建築物等の移転及び移転後の状態が、当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (6) 第3号の建築物等の除却については、除却等の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (7) 前条第1項第3号から第6号までの行為については、それらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (8) 前号に定めるもののほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が、当該伝統的建造物群の保存又は当該風致地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

(国の機関等に関する特例)

第8条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人(以下「国の機関等」という。)が行う行為については、第6条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、第6条第1項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会と協議しなければならない。

第9条 次に掲げる行為については、第6条第1項及び前条の規定は適用しない。

この場合において、第6条第1項の許可又は前条の協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会にその旨を通知しなくてはならない。

- (1) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (2) 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為
- (3) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による地すべり防止工事の施行に係る行為
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- (5) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)に規定する林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (6) 高速自動車国道若しくは道路法(昭和27年法律第180号)による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧(これらの道路とこれらの道路以外の道路(道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般自動車を除く。)とを連絡する施設の新設及び改築を除く。)又は道路法による道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- (7) 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道(鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。)の造設(これらの自動車とこれらの自動車道とこれらの自動車以外の道路(高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。)とを連絡する施設の造設を除く。)又は管理に係る行為
- (8) 交通監視塔等道路交通の安全のため必要な施設の設置又は管理に係る行為
- (9) 気象、海象、地象又はその他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- (10) 法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は法第109条第1項の規定により指定され、若しくは法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (11) 郵便差出箱の設置又は管理に係る行為
- (12) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

- (13) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (14) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為
- (15) 有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号)による有線放送電話事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (16) 有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)による有線テレビジョン放送業務の用に供する線路若しくは空中線系(その支持物を含む。)の設置又は管理に係る行為
- (17) 放送法(昭和25年法律第132号)による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (18) 電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用に供する電気工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為
- (19) 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

(許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第6条第1項の規定によってした許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転又は徐却その他の違反を是正するために必要な措置を採ることを命ずることが出来る。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の発注主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
- (3) 第6条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者
- (4) 詐欺その他の不正な手段により、第6条第1項の規定による許可を受けた者

2 教育委員会は、前項の規定により、処分をし、又は必要な措置を採ることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなくてはならない。

(損失の補償)

第11条 町は、第6条第1項の許可を受けることができなかつたことにより、損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(経費の補助等)

第 12 条 町は、保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対しその経費の一部を補助することができる。

(審議会)

第 13 条 教育委員会に与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議及びこれらの事項について教育委員会に建議する。

3 審議会の委員の定数は 15 人以内とし、学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2 年とする。

5 必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の加悦町伝統的建造物群保存地区保存条例(平成 16 年加悦町条例第 14 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。



与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

平成 18 年 3 月 1 日

与謝野町教育委員会規則第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例(平成 18 年与謝野町条例第 114 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(現状変更行為の許可の申請)

第 2 条 条例第 6 条の規定により現状変更行為をしようとする者は、現状変更行為許可申請書(様式第 1 号)を与謝野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。申請した内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の申請書には、設計図その他教育委員会が必要と認める書類を添付しなければならない。

(現状変更行為の許可)

第 3 条 教育委員会は、前条の規定による許可をする場合は、速やかに現状変更行為許可書(様式第 2 号)を当該申請者に交付するものとする。

(現状変更行為許可証の設置)

第 4 条 前条の許可のうち教育委員会が指定するものについては、当該行為の着手の日から完了の日まで、当該行為地の見やすい場所に現状変更行為許可証(様式第 3 号)を設置しなければならない。

(現状変更行為完了等の通知)

第 5 条 条例第 6 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了又は中止したときは、速やかに現状変更行為完了・中止通知書(様式第 4 号)を教育委員会に提出しなければならない。

(応急措置の事後通知)

第 6 条 条例第 6 条第 2 項第 1 号の規定により非常災害のため応急措置として、条例第 6 条第 1 項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して 14 日以内に、応急措置の事後通知書(様式第 5 号)を教育委員会に提出しなければならない。

(国の機関等の協議)

第 7 条 条例第 8 条の規定により現状変更行為をしようとするときは、現状変更行為協議書(様式第 6 号)に第 2 条第 2 項に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(現状変更行為の通知)

第 8 条 条例第 9 条の規定により現状変更行為をしようとするときは、現状変更行為通知書(様式第 7 号)に第 2 条第 2 項に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(内容の変更)

第 9 条 条例第 8 条の規定により協議を行った国の機関等で前条の規定により通知した者が、その提出した内容を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(補助金の交付額)

第 10 条 条例第 12 条の規定による補助金の交付の額は、毎年度予算の範囲内において教育委員会が別に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第 11 条 前条の規定による補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(様式第 8 号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、収支予算書、現状変更設計仕様書その他教育委員会が必要と認める書類を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 12 条 教育委員会は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに補助金交付決定通知書(様式第 9 号)により当該申請者に通知し、又は補助金の交付を決定しなかったときは、その旨を記載した文書により当該申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 補助金の請求は、補助金交付請求書(様式第 10 号)を教育委員会に提出して行うものとする。

(実績報告)

第 14 条 実績報告は、現状変更の完了の日から起算した 20 日以内に補助事業実績報告書(様式第 11 号)に収支予算書その他教育委員会が必要と認める書類を教育委員会に提出して行うものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第 15 条 教育委員会は、申請者が補助金の交付に関して付された条件に違反したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は返還を求めることができる。

(審議会の会長及び副会長)

第 16 条 条例第 13 条に規定する与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し、審議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 17 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第18条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

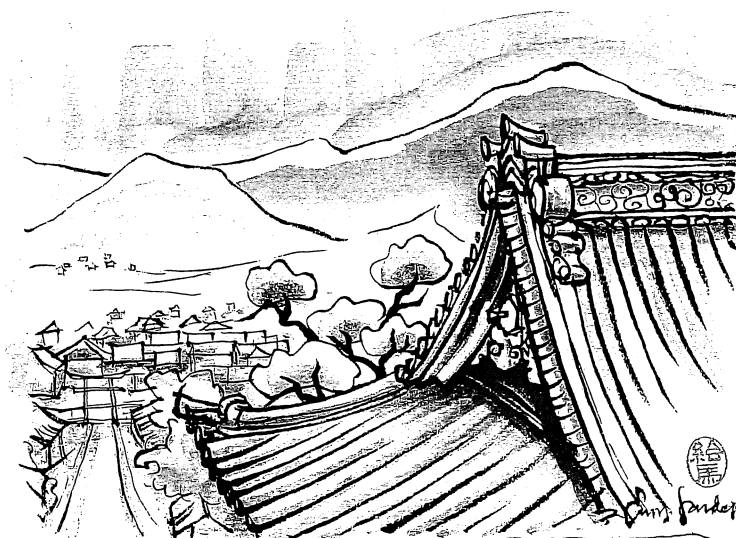
附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の加悦町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則(平成16年加悦町教育委員会規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。



与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱

平成 18 年 3 月 1 日
教育委員会告示第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例(平成 18 年与謝野町条例第 114 号)及び与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則(平成 18 年与謝野町教育委員会規則第 47 号。以下「規則」という。)並びに与謝野町補助金等の交付に関する規則(平成 18 年与謝野町規則第 38 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助率等)

第 2 条 与謝野町伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)の所在する伝統的建造物及び環境物件の所有者に対する補助の種類、補助対象、補助率及び限度額は、別表第 1に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定によりがたい伝統的建造物及び環境物件の修理又は復元に係る当該補助率及び限度額は、与謝野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定めることができる。
- 3 保存地区における伝統的建造物以外の建築物等で、外観を伝統的建造物に準じた、又はこれに類する周囲の伝統的建造物と調和のとれた新築、増築、改築等において、その種類、補助対象、補助率及び限度額は、別表第 2に定めるとおりとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、当該物件を写真、図面等の確実な資料に基づき伝統的建造物及び環境物件に準じて復元する場合は、同項の規定にかかわらず、第 1 項の規定を準用することができる。

(経費の内訳)

第 3 条 前条に規定する経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事費
- (2) 設計費
- (3) 監理費
- (4) その他教育委員会が特に必要と認める経費

(事業計画書の提出)

第 4 条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金の交付を受けようとする前年の 6 月末日までに次に掲げる書類を添付して教育委員会へ提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 設計図(仕様書を含む。)
- (3) その他教育委員会が必要と認めるもの

(補助金の申請及び着工)

第5条 補助金の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添付して工事着工2週間前までに教育委員会へ提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 配置図及び立面図
- (3) 現状変更設計仕様書
- (4) 現況カラー写真
- (5) その他教育委員会が必要と認めるもの

(補助金の交付決定の通知)

第6条 教育委員会は、前条の補助金の交付申請があったときは、規則第7条の規定に基づき申請者に交付又は不交付を通知する。

(申請事項等の変更)

第7条 交付決定を受けた者は、申請者の記載事項若しくはその添付書類の内容を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなくてはならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第13条の規定に基づき、次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支予算書
- (3) 完成カラー写真
- (4) その他教育委員会が必要と認めるもの

(書類の保管)

第9条 補助事業者は、補助事業の状況、補助事業に係る経費の収支その他事業に関する事項を明らかにする書類を備え付け、補助事業完了の翌年度から5年間保管するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月1日から施行する。

別表1

種類	補助対象	補助率	限度額
主屋	当該物件の屋根、外壁、軒まわり、外部に面する建具等 (屋根、外壁については、これらに係る構造体及び下地を含む)の修理に要する経費 (電気設備その他内部の装飾等は除く)	経費の10分の8以内の額	800万円
土蔵	同上	経費の10分の8以内の額	300万円
廊下、離れ等の附属建物	同上	経費の10分の8以内の額	200万円
社寺建造物	同上	経費の10分の8以内の額	400万円
工作物	同上	経費の10分の8以内の額	100万円
環境物件	同上	経費の10分の8以内の額	100万円

注 工作物とは、漆喰塀・土塀・石垣・小祠・鳥居・狛犬・灯籠・水路・橋等をいう。
環境物件とは、街道のまがり・社叢・樹木などをいう。

別表2

種類	補助対象	補助率	限度額
主屋	当該物件の屋根、外壁、軒まわり、外部に面する建具等(屋根、外壁については、これらに係る構造体及び下地を含む。)の修理に要する経費(電気設備その他内部の装飾等は除く。)	経費の10分の6以内の額	400万円
土蔵	同上	経費の10分の6以内の額	200万円
廊下、離れ等の附属建物	同上	経費の10分の6以内の額	100万円
工作物	同上	経費の10分の6以内の額	50万円

注 工作物とは、漆喰塀・土塀・石垣・小祠・鳥居・狛犬・灯籠・水路・橋等をいう。

年度与謝野町加悦重要伝統的建造物群保存地区建造物等修理補助金事業計画書

申 請 者	住所			
	氏名	印	(連絡先)	— —
事業の内容				
建物の概要				
修理の内容				
現状が変わ る箇所				
事業の総額				
工 期				
今後の修理 予定	年度			
	年度			
	年度			
その他参考 となる事項				

注) 1.見積書・仕様書・現在の写真・図面を添付してください。

2.関係する資料があれば、それを添付してください。

様式第1号(保存条例施行規則第2条関係)

現状変更行為許可申請書

年 月 日

与謝野町教育委員会 様

住所

氏名 印

与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例第6条第1項の規定による許可を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 変更場所の位置 与謝野町字 番地

2 変更の理由

3 変更の内容及び実施の方法

4 工事の着手及び完了の時期

年 月 日着手 年 月 日完了

5 工事施行責任者住所・氏名

6 備考

※添付書類 現状変更箇所位置図、現状変更の設計図書、現状写真等

様式第 2 号 (保存条例施行規則第 3 条関係)

現状変更行為許可書

年 月 日付けで申請のあった保存地区内の現状変更行為
()を与謝野町伝統的建造物群保存地区
保存条例第 6 条の規定により許可します。ただし、実施に当たっては、
教育委員会の指示を受けてください。

許可年月日 年 月 日

許可番号 第 号

年 月 日

与謝野町教育委員会 印

様式第 3 号 (保存条例施行規則第 4 条関係)

30cm	<p style="text-align: center;">現状変更行為許可証</p> <p>1 現状変更行為の種類</p> <p>2 現状変更行為の期間</p> <p>3 許可年月日及び番号 年 月 日第 号</p> <p>4 許可を受けた者の住所・氏名</p> <p>5 工事施行責任者の住所・氏名</p>
	50cm

様式第 4 号 (保存条例施行規則第 5 条関係)

現状変更行為完了・中止通知書

年 月 日

与謝野町教育委員会 様

住所

氏名

印

与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例第 6 条第 1 項の許可を受けた現状変更行為を完了・中止したので、与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第 5 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 現状変更行為の内容

2 現状変更行為の場所

3 許可年月日 年 月 日

4 許可番号 第 号

5 現状変更行為の完了・中止年月日 年 月 日

6 現状変更行為を中止したときは、その理由

様式第 5 号 (保存条例施行規則第 6 条関係)

応急措置の事後通知書

年 月 日

与謝野町教育委員会 様

住所

氏名

印

伝統的建造物群保存地区内において、非常災害のため下記のとおり応急措置をしたので通知します。

記

1 措置行為の内容

2 措置行為の場所

3 措置行為の年月日

年 月 日

様式第 6 号 (保存条例施行規則第 7 条関係)

現状変更行為協議書

年 月 日

与謝野町教育委員会 様

住所

氏名

印

与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例第 8 条の規定により、下記のとおり現状変更行為を行いたいので協議します。

記

1 変更場所の位置

2 変更の理由

3 変更の内容及び実施の方法

4 工事の着手及び完了の時期

年 月 日着手

年 月 日完了

5 その他参考事項

※ 添付書類 現状変更箇所位置図、箇所変更の設計図書、現状写真等

様式第7号(保存条例施行規則第8条関係)

現状変更行為通知書

年 月 日

与謝野町教育委員会 様

住所

氏名

印

与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例第9条の規定により、下記のとおり現状変更行為を行いたいので通知します。

記

1 変更場所の位置

2 変更の理由

3 変更の内容及び実施の方法

4 工事の着手及び完了の時期

年 月 日着手

年 月 日完了

5 その他参考事項

※添付書類 現状変更箇所位置図、箇所変更の設計図書、現状写真等

補助金交付申請書

年 月 日

与謝野町教育委員会 様

住所

氏名

印

伝統的建造物群保存地区保存整備費補助金の交付を受けたいので、与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第 11 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 一金 円也

- 2 添付書類
 - (1) 補助事業実施計画書
 - (2) 補助事業に係る収支予算書
 - (3) その他参考となる書類

補助金交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

与謝野町教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった、伝統的建造物群保存地区保存整備費補助金を下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

1 交付決定年月日

2 交付決定番号

3 交付対象の事業

事業の場所

事業の種類

事業の内容

4 交付対象の経費

5 補助金交付決定額

6 交付の条件

様式第 10 号(保存条例施行規則第 13 条関係)

補助金交付請求書

年 月 日

与謝野町教育委員会 様

住所

氏名

印

年 月 日付け第 号で交付決定のあった伝統的建造物群
保存事業補助金に係る事業が完了したので、下記のとおり請求します。

記

一金

円也

ただし、伝統的建造物群保存地区保存整備費補助金

様式第 11 号(保存条例施行規則第 14 条関係)

補助事業実績報告書

年 月 日

与謝野町教育委員会 様

住所

氏名 印

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった伝統的建造物群保存事業が完了したので、与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第 14 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業成果書
- 2 収支精算書
- 3 その他参考となる書類

